

平成 22 年 10 月 13 日

## 電器商業組合員様へご協力のお願い

鳥取県電器商業組合  
理事長 川津 洋三

### **【家電ガイドライン「申告推進キャンペーン」実施と「不当廉売・差別対価」 申告書提出のお願い】**

「家電ガイドライン」申告書提出についてお願いいたします。

平成 22 年 11 月 1 日から 23 年 2 月 28 日「申告推進キャンペーン」期間で  
す。各組合員店様が普段より「チラシ掲載商品」「ネット掲載商品」「通販商品」など異常  
な廉売商品を確認して自店の仕入価格に比べ廉売対象価格が消費税を加えた価格より  
安いなど不当廉売・差別対価の疑いがある場合は申告書提出をお願いいたします。この  
申告運動が公取協や量販店に対して大きな圧力を掛け牽制効果となり、公取協に実情を  
訴える「力」にもなります。組合員一店一店の申告書提出運動にご協力をお願いいたしま  
す。提出と同時に【各商品チラシの対象商品に○を付け】、【チラシの現物】を添えて  
提出して下さい。

※自店の仕入価格（仕入原価）は伝票上の仕入れ価格ではなく各種対策費を除いた仕入  
価格です。（拡売費、現金リベート、基本制度リベート、機種対策費、特別対策費、）  
各お店の仕入伝票のコピー（写し）の提出をお願いします

#### 《申告方法》

「提出依頼用紙」がありますので事務局にお知らせ下さい。申告方法につきましては、  
最初は組合事務局で作成いたしますが、次からの提出は各自店からのご提出をお願いし  
たいと思います。その場合には提出状況の把握の為、組合事務局に F A X 提出報告をお  
願いします。

※その他ご不明箇所がありましたら組合事務局にお問合せ下さい。

事務局 電話 0857-23-1379

FAX 0857-23-1307